

兵庫県公立大学法人副学長に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、兵庫県公立大学法人組織規程(平成25年法人規程第1号)第18条の規定に基づき置かれる副学長の任命及び任期等に関し必要な事項を定める。

(任務)

第2条 副学長は、学長を補佐し、大学運營業務を分担執行するほか、命を受けて校務をつかさどる。

(員数)

第3条 副学長は、4名以内とする。

(選考の時期)

第4条 学長は、次の各号のいずれかに該当する場合に副学長予定者の選考を行う。

- (1) 副学長の任期が満了するとき。
- (2) 副学長の辞任の申出を学長が承諾したとき。
- (3) 副学長が欠員となったとき。

(選考方法)

第5条 副学長予定者の選考は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから、学長が行う。

(任期)

第6条 副学長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、選考する学長の任期の終期を超えることはできない。

2 副学長が欠けた場合、後任の副学長の任期は、前任者の残任期間とする。

(職務分担)

第7条 副学長の職務分担については、別に定める。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、副学長に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、現に副学長の職にある者は、この規程により選考されたものとし、その任期は、平成 27 年 3 月 31 日までとする。

附 則 (平成 27 年 3 月 31 日改正)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 3 月 17 日改正)

- 1 第 3 条の 2 及び第 6 条の規定は、令和 3 年 4 月 1 日に設置する芸術文化観光専門職大学の副学長の任命及び選考並びに任期について準用する。この場合において、第 3 条及び第 6 条に規定する学長は、芸術文化観光専門職大学学長予定者と読み替えるものとする。
- 2 この規程は、令和 3 年 3 月 17 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 3 月 31 日改正)

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。